

税会一致に向け通達で会計基準を容認

Q&Aで読み解く 新リース会計基準と法人税基本通達

改正リース会計基準が令和6年9月13日に公表された。改正リース会計基準は、IFRS第16号「リース」と同様、借手のリースについて、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて、貸借対照表に使用権資産及びリース負債を計上することになり、現行のリース会計基準と大きく異なることとなった。

令和7年度税制改正では、新リース会計基準を踏まえて税制が改正されるか否かが注目されることになったが、税制については大きく改正されず、“税会不一致”となり、オペレーティング・リースは、現行どおり賃貸借取引として支払賃借料の額を損金算入することができることとされた（法第53条）。ただし、国税庁では、会計基準と税務を一致してほしいとの業界団体等からの要望を踏まえ、令和7年6月30日に公表した「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」では、新リース会計基準による会計処理を容認する旨の取扱いを定めている。

本特集では、新リース会計基準とこれに伴う法人税基本通達の改正の概要について、Q&A形式で解説する。

すべてのリースを使用権資産とリース負債に計上



新リース会計基準の概要について教えてください。

A

国際的な会計基準との整合性を図るため、リースの借手については、これまでのオペレーティング・リース（賃貸借取引に準じた会計処理）とファイナンス・リース（売買取引に準じた会計処理）の区分を廃止し、使用権資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することとなった。一方、貸手については、引き続きオペレーティング・リースとファイナンス・リースを区分することとし、その区分に応じた処理を行うこととされた。なお、ファイナンス・リースの場合の会計処理のうち、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（第2法）による会計処理は、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったことを踏まえて、廃止されることになった。適用は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用することとされるが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の期首からの早期適用も認められている。このため、令和7年度税制改正では、新リース会計基準公表に伴う税制改正が行われている。